

令和 2 年度リスク管理基本計画

1. 取組方針

- (1) リスクの再評価の結果、「リスク算定値」(※) 6 以上又は影響度 4 と評価されたリスクを選定し、令和 2 年度アクションプログラム (以下「アクションプログラム」という。) を策定する。
(※「A 発生可能性」を 1～3、「B 影響度」を 1～4 で評価し、A 及び B を乗じて算出。)
- (2) リスク管理委員会 (以下「委員会」という。) は、法人全体として重点的に対策を実施・検証するリスクを「重点対応リスク」として選定し、アクションプログラムの実施状況等の検証・フォローを行う。
- (3) (1) のリスクのうち、重点対応リスク以外のリスクについては、各部署において PDCA サイクルにより、自主点検・進捗状況評価等を行い、着実に対策を実施する。
- (4) リスク管理に対する役職員の意識向上を図り、危機対応を含む情報の共有化に努める。
- (5) リスクが事象として発生した場合の対応等について、必要に応じ、適宜フォロー・検証を行う。

2. 重点対応リスク

令和 2 年度においては、以下のリスクを選定する。

(1) 支援業務プロセスのリスク

- ① 「情報管理・情報システム」領域のうち、原則としてリスク算定値 6 以上のリスク
- ② 「経営・財務」領域のうち、原則としてリスク算定値 6 以上のリスク
- ③ 「労務・人事」領域のうち、原則としてリスク算定値 6 以上のリスク

(2) 基幹業務プロセスのリスク

- ① 「代々木競技場耐震改修」領域のうち、原則としてリスク算定値 8 以上のリスク
- ② 「スポーツ施設の運営・管理」領域のうち、原則としてリスク算定値 8 以上のリスク
- ③ 「スポーツ振興のための助成」領域のうち、原則としてリスク算定値 8 以上のリスク
- ④ 「災害共済給付及び学校安全支援」領域のうち、原則としてリスク算定値 8 以上のリスク

(3) 外部環境リスク

「自然災害・事故・感染症等」領域のうち、原則としてリスク算定値 8 以上のリスク

3. 重点対応リスク対策

委員会は、重点対応リスク対策について予算措置を要する場合は、必要に応じ、役員会に諮るものとする。

4. 検証・モニタリング

- (1) 重点対応リスクについては、委員会において、アクションプログラムの実施状況等の検証・フォローを行う。(10月【9月末時点】、4月【3月末時点】)
- (2) 上記(1)以外のリスクについては、リスク管理責任者において、アクションプログラムの実施状況について自主点検・進捗状況評価を実施し、リスク管理委員会に報告する。(10月【9月末時点】、4月【3月末時点】)
- (3) 上記(1)(2)に加え、監査室による「内部監査」を実施する。

5. リスク管理の進捗管理

リスク管理担当部署(総務部リスク管理主幹及び総務課)は、リスク管理工程表を作成し、各部署と連携を図り、リスク管理の進捗管理を実施する。

6. その他

本計画について見直しの必要が生じたときは、委員会の議を経て改正するものとする。